

事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 9 A 特定目的会社、特定目的信託（SPC、SPT））新旧対照表

現 行	改 正 案
<p><u>9 A - 1 業務開始届出、特定目的信託契約締結届出及び変更届出関係</u></p> <p>9 A - 1 - 2 業務開始届出及び特定目的信託契約締結届出の受理</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 受理した業務開始届出書等については、副本に<u>受理印（受理年月日、受理番号の入ったもの）</u>を押して届出者に返却し、正本にも<u>同じ受理印を押して保管する。</u></p> <p>①～③ (略)</p> <p>9 A - 1 - 3 変更届出書の受理</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 受理した変更届出書については、副本に<u>受理印（受理年月日、届出番号に枝番を付けた受理番号の入ったもの）</u>を押して届出者に返却し、正本にも<u>同じ受理印を押して保管するものとする。</u></p> <p>(4) (略)</p>	<p><u>9 A - 1 業務開始届出、特定目的信託契約締結届出及び変更届出関係</u></p> <p>9 A - 1 - 2 業務開始届出及び特定目的信託契約締結届出の受理</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 受理した業務開始届出書等については、副本に<u>受理年月日、受理番号及びその他必要事項を第1面右下に記載して届出者に返却し、正本にも副本と同様に記載して保管する。</u></p> <p>①～③ (略)</p> <p>9 A - 1 - 3 変更届出書の受理</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 受理した変更届出書については、副本に<u>受理年月日、届出番号に枝番を付けた受理番号及びその他必要事項を第1面右下に記載して届出者に返却し、正本にも副本と同様に記載して保管するものとする。</u></p> <p>(4) (略)</p>
<p><u>9 A - 2 届出等に関する定期報告等</u></p> <p>9 A - 2 - 1 業務開始届出書等関係</p> <p>(1) 受理した業務開始届出書等については、当該業務開始届出書等の第1面（<u>受領印を押印したもの</u>）及び第2面の写しを、各月分をまとめて翌月末までに、監督局長あて送付するものとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>9 A - 2 - 3 <u>電子申請可能な届け出等を提出するに当たっての留意点</u></p> <p><u>金融庁がホームページにおいて掲載する電子政府の総合窓口（以下「e-Gov」という。）を利用して届出等の提出が可能な手続については、原則として、e-Govを利用して法令に定める提出期限までに提出を求めるとする。</u></p>	<p><u>9 A - 2 届出等に関する定期報告等</u></p> <p>9 A - 2 - 1 業務開始届出書等関係</p> <p>(1) 受理した業務開始届出書等については、当該業務開始届出書等の第1面（<u>受理年月日、受理番号及びその他必要事項を第1面右下に記載したもの</u>）及び第2面の写しを、各月分をまとめて翌月末までに、監督局長あて送付するものとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>9 A - 2 - 3 <u>書面・対面による手続きについての留意点</u></p> <p><u>特定目的会社による当局への申請・届出等及び当局から特定目的会社に対し発出する処分通知等については、それぞれ情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（以下「デジタル手続法」という。）第6条第1項及び第7条第1項の規定により、法令の規定において書面等により行う</u></p>

事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 9 A 特定目的会社、特定目的信託（SPC、SPT））新旧対照表

現 行	改 正 案
<p><u>ただし、特定目的会社の事業報告書については、当面の間、内閣府の所管する金融関連法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十五年内閣府令第十三号）第4条第2項ただし書に規定する措置として以下を講じている場合には、同項ただし書の規定により、電子メールを用いて受け付けることも可とする。</u></p> <p>(1) <u>本店の所在地の管轄区域内の管轄財務局長等（事業報告書の受理に係る権限が管轄財務局長より内部委任されている財務事務所長又は小樽出張所長若しくは北見出張所長を含む。）が、事前に、事業報告書の提出に係る特定目的会社の電子メールアドレスについて把握していること。</u></p> <p>(2) <u>当該管轄財務局長等から、当該特定目的会社に対し、上記(1)の電子メールアドレスからの事業報告書の提出を受ける旨、電子メールを用いて連絡が行われていること。</u></p> <p>(3) <u>当該特定目的会社が、上記(2)の連絡を受けた後、当該管轄財務局長等に対して、上記(1)の電子メールアドレスから事業報告書を送信すること。</u></p>	<p><u>ことその他のその方法が規定されている場合においても、当該法令の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができることとされている。</u></p> <p><u>こうしたデジタル手続法の趣旨を踏まえ、同法の適用対象となる手続きに係る本ガイドラインの規定についても、当該規定の書面・対面に係る記載にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができるものとする。</u></p> <p><u>また、経済社会活動全般において、デジタルイゼーションが飛躍的に進展している中、政府全体として、書面・押印・対面手続きを前提とした我が国の制度・慣行を見直し、実際に足を運ばなくても手続きができるリモート社会の実現に向けた取組みを進めている。</u></p> <p><u>金融庁としても、こうした取組みを着実に進めるため、特定目的会社等から受け付ける申請・届出等について、全ての手続きについてオンラインでの提出を可能とするための金融庁電子申請・届出システムを更改したほか、押印を廃止するための内閣府令及び事務ガイドライン等の改正を行うこと等により、行政手続きの電子化を推進してきた。</u></p> <p><u>更に、民間事業者間における手続についても、「金融業界における書面・押印・対面手続の見直しに向けた検討会」を開催し、業界全体での慣行見直しを促すことにより、書面の電子化や押印の不要化、対面規制の見直しに取り組んできた。</u></p> <p><u>このような官民における取組みも踏まえ、本ガイドラインの書面・対面に係る記載のうち、デジタル手続法の適用対象となる手続きに係るもの以外についても、9A-2-4に掲げる原本送付を求める場合を除き、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるものとする。</u></p> <p><u>以上のような取扱いとする趣旨に鑑み、本ガイドラインの規定に基づく手続きについては、手続きの相手方の意向を考慮した上で、可能な限り、書面・対面によらない方法により行うことを慫慂するものとする。</u></p>

事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 9 A 特定目的会社、特定目的信託（SPC、SPT））新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(新設)</p> <p>9 A - 2 - 4 特定目的会社が提出する報告書等における記載上の留意点 (略)</p>	<p><u>9 A - 2 - 4 申請書等を提出するに当たっての留意点</u> <u>9 A - 2 - 3 を踏まえ、特定目的会社等による当局への申請・届出等については、原則として、金融庁電子申請・届出システムを利用して法令に定める提出期限までに提出を求めることとする。</u> <u>ただし、公的機関が発行する添付書類（住民票の写し、身分証明書、戸籍謄本、税・手数料等の納付を証する書類等）については、原本送付を求めることとする。</u> <u>なお、金融庁がホームページにおいて掲載する電子政府の総合窓口（以下「e-Gov」という。）を利用して申請書等の提出が可能な手続については、当面の間、金融庁電子申請・届出システムを利用した提出と並行して、e-Gov を利用した提出についても可能とする。</u></p> <p>9 A - 2 - 5 特定目的会社が提出する報告書等における記載上の留意点 (略)</p>
<p><u>9 A - 4 オリジネーターによる資産対応証券の募集等の取扱い及び受益証券の募集等</u> (1) (略) (2) 受理した募集等取扱業務開始届出書等については、副本に<u>受理印（受理年月日、受理番号の入ったもの）</u>を押して届出者に返却し、正本にも同じ<u>受理印を押して保管する。</u> ①～③ (略)</p>	<p><u>9 A - 4 オリジネーターによる資産対応証券の募集等の取扱い及び受益証券の募集等</u> (1) (略) (2) 受理した募集等取扱業務開始届出書等については、副本に<u>受理年月日、受理番号及びその他必要事項を第1面右下に記載して届出者に返却し、正本にも同じ内容を記載して保管する。</u> ①～③ (略)</p>
<p><u>9 A - 6 その他</u> 9 A - 6 - 1 所有権の移転の登記の登録免許税軽減に係る証明書の発行</p>	<p><u>9 A - 6 その他</u> 9 A - 6 - 1 所有権の移転の登記の登録免許税軽減に係る証明書の発行</p>

事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 9 A 特定目的会社、特定目的信託（SPC、SPT））新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>租税特別措置法第83条の2の2第1項の規定に基づく登録免許税軽減のための租税特別措置法施行規則第31条の5第1項に規定する証明書の発行については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>なお、租税特別措置法第83条の2の2第1項の規定の適用を受けることができる日は、当該特定資産取得後1年以内であることに留意するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 申請者に、証明申請書の所定の事項の記入を求めるとともに、当該不動産の取得日等を確認するため、以下のとおり添付書類の提出を求めるものとする。</p> <p>① (略)</p> <p>② 租税特別措置法第83条の2の2第1項第2号の要件を満たすことを証する書面 (略)</p> <p>③ 不動産の登記事項証明書（写しを添付する場合は、原本を提示すること。）</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 証明申請書に記載された建物の種類欄に倉庫と記載があり、かつ、当該建物の所有権の取得日が所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第9号）附則第1条本文に規定する日（平成27年4月1日）前である場合は、以下の対応を行うこと。</p> <p>① (略)</p> <p>② 倉庫以外の床面積の割合を確認するため、国土交通大臣の証明書の添付を求めるものとする。</p>	<p>租税特別措置法第83条の2の3第1項の規定に基づく登録免許税軽減のための租税特別措置法施行規則第31条の5第1項に規定する証明書の発行については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>なお、租税特別措置法第83条の2の3第1項の規定の適用を受けることができる日は、当該特定資産取得後1年以内であることに留意するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 申請者に、証明申請書の所定の事項の記入を求めるとともに、当該不動産の取得日等を確認するため、以下のとおり添付書類の提出を求めるものとする。</p> <p>① (略)</p> <p>② 租税特別措置法第83条の2の3第1項第2号の要件を満たすことを証する書面 (略)</p> <p>③ 不動産の登記事項証明書（写しを添付する場合は、原本を提示すること。<u>ただし、登記情報提供サービスを利用して得られた「照会番号」を添付した場合には、登記事項証明書の添付を省略することができる。</u>）</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 証明申請書に記載された建物の種類欄に倉庫と記載があり、かつ、当該建物の所有権の取得日が所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第9号）附則第1条本文に規定する日（平成27年4月1日）前である場合は、以下の対応を行うこと。</p> <p>① (略)</p> <p>② 倉庫以外の床面積の割合を確認するため、国土交通大臣の証明書の添付を求めるものとする。</p>

事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 9 A 特定目的会社、特定目的信託（SPC、SPT））新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(注1) 建物の種類が倉庫のみの場合には、租税特別措置法第83条の2の2第1項の規定の適用が無いため、証明書の発行は行わないことに留意するものとする。</p> <p>(注2) (略)</p>	<p>(注1) 建物の種類が倉庫のみの場合には、租税特別措置法第83条の2の3第1項の規定の適用が無いため、証明書の発行は行わないことに留意するものとする。</p> <p>(注2) (略)</p>
<p>9 A - 6 - 2 不動産取得税の軽減に係る証明書の発行</p> <p>地方税法附則第11条第3項の規定に基づく不動産取得税の軽減のための地方税法施行規則附則第3条の2の6に規定する証明に係る書類の発行については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 申請者に、証明申請書の所定の事項の記入を求めるとともに、当該不動産の取得日等を確認するため、以下のとおり添付書類の提出を求めるものとする。</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ 不動産の登記事項証明書（写しを添付する場合は、原本を提示すること。）</p> <p>(3) (略)</p>	<p>9 A - 6 - 2 不動産取得税の軽減に係る証明書の発行</p> <p>地方税法附則第11条第3項の規定に基づく不動産取得税の軽減のための地方税法施行規則附則第3条の2の6に規定する証明に係る書類の発行については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 申請者に、証明申請書の所定の事項の記入を求めるとともに、当該不動産の取得日等を確認するため、以下のとおり添付書類の提出を求めるものとする。</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ 不動産の登記事項証明書（写しを添付する場合は、原本を提示すること。<u>ただし、登記情報提供サービスを利用して得られた「照会番号」を添付した場合には、登記事項証明書の添付を省略することができる。</u>）</p> <p>(3) (略)</p>
<p>9 A - 6 - 3 特定の社債的受益権に係る特定目的信託の終了に伴い信託財産を買い戻した場合の所有権の移転の登記又は登録の登録免許税免税に係る証明書の発行</p> <p>租税特別措置法第83条の4の規定に基づく登録免許税免税のための租税特別措置法施行規則第31条の5の3に規定する証明書の発行については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>租税特別措置法第83条の4の規定に基づく登録免許税免税のための租税特別措置法施行規則第31条の5の3に規定する証明書の発行については、次のとおり取り扱うものとする。</p>	<p>9 A - 6 - 3 特定の社債的受益権に係る特定目的信託の終了に伴い信託財産を買い戻した場合の所有権の移転の登記又は登録の登録免許税免税に係る証明書の発行</p> <p>租税特別措置法第83条の4の規定に基づく登録免許税免税のための租税特別措置法施行規則第31条の5の3に規定する証明書の発行については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>租税特別措置法第83条の4の規定に基づく登録免許税免税のための租税特別措置法施行規則第31条の5の3に規定する証明書の発行については、次のとおり取り扱うものとする。</p>

事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 9 A 特定目的会社、特定目的信託（SPC、SPT））新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>なお、租税特別措置法第 83 条の 4 の規定の適用を受けることができる日は、当該財産の買戻し後 1 年以内であることに留意するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 申請者に、証明申請書の所定の事項の記入を求めるとともに、当該財産の取得日等を確認するため、以下のとおり添付書類の提出を求めるものとする。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 財産の登記事項証明書等（写しを添付する場合は、原本を提示すること。）</p> <p>⑤ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>9 A - 6 - 4 特定の社債的受益権に係る特定目的信託の終了に伴い信託財産を買戻した場合の不動産取得税の非課税に係る証明書の発行 地方税法第 73 条の 7 第 4 号の 2 に規定する不動産取得税の非課税についての証明書の発行については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 申請者に、証明申請書の所定の事項の記入を求めるとともに、当該財産の取得日等を確認するため、以下のとおり添付書類の提出を求めるものとする。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 不動産の登記事項証明書（写しを添付する場合は、原本を提示すること。）</p> <p>⑤ (略)</p>	<p>なお、租税特別措置法第 83 条の 4 の規定の適用を受けることができる日は、当該財産の買戻し後 1 年以内であることに留意するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 申請者に、証明申請書の所定の事項の記入を求めるとともに、当該財産の取得日等を確認するため、以下のとおり添付書類の提出を求めるものとする。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 財産の登記事項証明書等（写しを添付する場合は、原本を提示すること。<u>ただし、登記事項証明書については、登記情報提供サービスを利用して得られた「照会番号」を添付した場合には、原本又は写しの添付を省略することができる。</u>）</p> <p>⑤ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>9 A - 6 - 4 特定の社債的受益権に係る特定目的信託の終了に伴い信託財産を買戻した場合の不動産取得税の非課税に係る証明書の発行 地方税法第 73 条の 7 第 4 号の 2 に規定する不動産取得税の非課税についての証明書の発行については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 申請者に、証明申請書の所定の事項の記入を求めるとともに、当該財産の取得日等を確認するため、以下のとおり添付書類の提出を求めるものとする。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 不動産の登記事項証明書（写しを添付する場合は、原本を提示すること。<u>ただし、登記情報提供サービスを利用して得られた「照会番号」を添付した場合には、登記事項証明書の添付を省略することができる。</u>）</p> <p>⑤ (略)</p>

事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 9 A 特定目的会社、特定目的信託（SPC、SPT））新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(3) (略)</p> <p>別紙様式 1 [特定目的会社 届出書類チェックリスト] (表略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2)第 1 面 ① 提出先 財務局長宛 ② 届出者 ○住所 (第 2 面 4. 登記事項証明書) ○商号 (第 2 面 2. 登記事項証明書 (商号等)) ○代表者氏名 (第 2 面 3. 登記事項証明書 (代表者) 誓約書) ○押印 (有 無)</p> <p>(3)~(5) (略) (略)</p> <p>別紙様式 2 [特定目的信託 届出書類チェックリスト] (表略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2)第 1 面 ① 提出先 財務局長宛 ② 届出者 ○住所 (第 2 面 3.) ○商号 (第 2 面 1.) ○代表者氏名 (第 2 面 2.) ○押印 (有 無)</p> <p>(3) (略)</p>	<p>(3) (略)</p> <p>別紙様式 1 [特定目的会社 届出書類チェックリスト] (表略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2)第 1 面 ① 提出先 財務局長宛 ② 届出者 ○住所 (第 2 面 4. 登記事項証明書) ○商号 (第 2 面 2. 登記事項証明書 (商号等)) ○代表者氏名 (第 2 面 3. 登記事項証明書 (代表者) 誓約書) (削除)</p> <p>(3)~(5) (略) (略)</p> <p>別紙様式 2 [特定目的信託 届出書類チェックリスト] (表略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2)第 1 面 ① 提出先 財務局長宛 ② 届出者 ○住所 (第 2 面 3.) ○商号 (第 2 面 1.) ○代表者氏名 (第 2 面 2.) (削除)</p> <p>(3) (略)</p>

事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 9 A 特定目的会社、特定目的信託（SPC、SPT））新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(略)</p> <p>別紙様式 3 (ひな型) (日本産業規格 A 4)</p> <p>(商 号)</p> <p>(代表者の氏名) 殿</p> <p>財務(支)局長 印</p> <p>新受理番号通知書</p> <p>(略)</p> <p>別紙様式 4 (ひな型) (日本産業規格 A 4)</p> <p>特定目的会社届出証明書</p> <p>年 月 日</p> <p>財務(支)局長 殿</p> <p>申請者 商号又は名称 代表者の氏名</p> <p>(略)</p> <p>記</p>	<p>(略)</p> <p>別紙様式 3 (ひな型) (日本産業規格 A 4)</p> <p>(商 号)</p> <p>(代表者の氏名) 殿</p> <p>財務(支)局長</p> <p>新受理番号通知書</p> <p>(略)</p> <p>別紙様式 4 (ひな型) (日本産業規格 A 4)</p> <p>特定目的会社届出証明書</p> <p>年 月 日</p> <p>財務(支)局長 殿</p> <p>申請者 商号又は名称 代表者の氏名</p> <p>(略)</p> <p>記</p>
<p>(略)</p> <p>上記のとおり相違ないことを証明する。</p> <p>年 月 日</p> <p>財務(支)局長 印</p>	<p>(略)</p> <p>上記のとおり相違ないことを証明する。</p> <p>年 月 日</p> <p>財務(支)局長</p>
<p>別紙様式 5 (ひな型) (日本産業規格 A 4)</p> <p>特定目的会社名簿縦覧申請書</p> <p>年 月 日</p> <p>財務(支)局長 殿</p>	<p>別紙様式 5 (ひな型) (日本産業規格 A 4)</p> <p>特定目的会社名簿縦覧申請書</p> <p>年 月 日</p> <p>財務(支)局長 殿</p>

事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 9 A 特定目的会社、特定目的信託（SPC、SPT））新旧対照表

現 行				改 正 案			
縦覧の目的				縦覧の目的			
受理番号	特定目的会社の商号	貸出印	返却印	受理番号	特定目的会社の商号	貸 出	返 却
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)				(略)			
別紙様式 6（ひな型） （日本産業規格 A 4） 証 明 申 請 書 年 月 日 財務（支）局長 殿 申請者 住 所 商 号（会社名） 取締役（氏名） 申請者が_____と 年 月 日をもって売買契約を締結した別紙記載の不動産に関する所有権の移転の登記につき、租税特別措置法第 83 条の 2 の 2 第 1 項の規定の適用を受けたいので、租税特別措置法施行規則第 31 条の 5 第 1 項に規定する証明書の交付を申請します。 添付書類：1. (略) 2. 租税特別措置法第 83 条の 2 の 2 第 1 項第 2 号の要件を満たすことを証する書面 3. 不動産の登記事項証明書（写しを添付する場合は、 <u>原本を提示すること。</u>) 4. (略)				別紙様式 6（ひな型） （日本産業規格 A 4） 証 明 申 請 書 年 月 日 財務（支）局長 殿 申請者 住 所 商 号（会社名） 取締役（氏名） 申請者が_____と 年 月 日をもって売買契約を締結した別紙記載の不動産に関する所有権の移転の登記につき、租税特別措置法第 83 条の 2 の 3 第 1 項の規定の適用を受けたいので、租税特別措置法施行規則第 31 条の 5 第 1 項に規定する証明書の交付を申請します。 添付書類：1. (略) 2. 租税特別措置法第 83 条の 2 の 3 第 1 項第 2 号の要件を満たすことを証する書面 3. 不動産の登記事項証明書（写しを添付する場合は、 <u>原本を提示すること。ただし、登記情報提供サービスを利用して得られた「照会番号」を添付した場合には、<u>登記事項証明書の添付を省略することができる。</u></u>) 4. (略)			
証 明 書				証 明 書			

事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 9 A 特定目的会社、特定目的信託（SPC、SPT））新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>1. 申請者は、租税特別措置法（以下「法」という。）第83条の2の<u>2</u>第1項第1号に掲げる要件を満たしている特定目的会社である。</p> <p>2. 申請者による_____からの別紙記載の不動産の取得は、法第83条の2の<u>2</u>第1項に規定する資産の流動化に関する法律第2条第4項に規定する資産流動化計画に基づくものであり、取得する当該不動産は、法第83条の2の<u>2</u>第1項第1号ハに規定する特定不動産に該当し、以下のとおり同項第2号に掲げる要件を満たしている。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>3. 申請者の上記2. に係る特定不動産の取得日は 年 月 日であり、この証明書により法第83条の2の<u>2</u>第1項の規定の適用を受けることができる期限は 年 月 日である。</p> <p>4. (略)</p> <p>(略)</p> <p>別紙様式7（ひな型） (日本産業規格A4)</p> <p style="text-align: center;">証 明 申 請 書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>財務（支）局長 殿</p> <p style="text-align: center;">申請者 住 所 商 号（会社名） 取締役（氏名）</p> <p>申請者が_____と 年 月 日をもって売買契約（請負契約）を締結した別紙記載の不動産に関する不動産取得税につき、地方税法附則第11条第3項の規定の適用を受けたいので、地方税法施行規則附則第3条の2の6に規定する証明に係る書類の交付を申請します。</p> <p>添付書類：1. ・2. (略)</p> <p>3. 不動産の登記事項証明書（写しを添付する場合は、原本を提示すること。）</p>	<p>1. 申請者は、租税特別措置法（以下「法」という。）第83条の2の<u>3</u>第1項第1号に掲げる要件を満たしている特定目的会社である。</p> <p>2. 申請者による_____からの別紙記載の不動産の取得は、法第83条の2の<u>3</u>第1項に規定する資産の流動化に関する法律第2条第4項に規定する資産流動化計画に基づくものであり、取得する当該不動産は、法第83条の2の<u>3</u>第1項第1号ハに規定する特定不動産に該当し、以下のとおり同項第2号に掲げる要件を満たしている。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>3. 申請者の上記2. に係る特定不動産の取得日は 年 月 日であり、この証明書により法第83条の2の<u>3</u>第1項の規定の適用を受けることができる期限は 年 月 日である。</p> <p>4. (略)</p> <p>(略)</p> <p>別紙様式7（ひな型） (日本産業規格A4)</p> <p style="text-align: center;">証 明 申 請 書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>財務（支）局長 殿</p> <p style="text-align: center;">申請者 住 所 商 号（会社名） 取締役（氏名）</p> <p>申請者が_____と 年 月 日をもって売買契約（請負契約）を締結した別紙記載の不動産に関する不動産取得税につき、地方税法附則第11条第3項の規定の適用を受けたいので、地方税法施行規則附則第3条の2の6に規定する証明に係る書類の交付を申請します。</p> <p>添付書類：1. ・2. (略)</p> <p>3. 不動産の登記事項証明書（写しを添付する場合は、原本を提示すること。<u>ただし、登記情報提供サービスを利</u></p>

事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 9 A 特定目的会社、特定目的信託（SPC、SPT））新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>4. (略)</p> <hr/> <p style="text-align: center;">証 明 書</p> <p>(略)</p> <p>別紙様式 8 (ひな型) (日本産業規格 A 4)</p> <p style="text-align: center;">証 明 申 請 書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>財務(支)局長 殿</p> <p style="text-align: center;">申請者 住 所 商 号(会社名) 取締役(氏名)</p> <p>申請者が_____と 年 月 日をもって売買契約を締結した別紙記載の財産に関する所有権の移転の登記につき、租税特別措置法第 83 条の 4 の規定の適用を受けたいので、租税特別措置法施行規則第 31 条の 5 の 3 に規定する証明書の交付を申請します。</p> <p>添付書類：1. ～ 3. (略)</p> <p style="padding-left: 40px;">4. 財産の登記事項証明書等（写しを添付する場合は、原本を提示すること。）</p> <p>5. (略)</p> <hr/> <p style="text-align: center;">証 明 書</p> <p>(略)</p>	<p><u>用して得られた「照会番号」を添付した場合には、登記事項証明書の添付を省略することができる。）</u></p> <p>4. (略)</p> <hr/> <p style="text-align: center;">証 明 書</p> <p>(略)</p> <p>別紙様式 8 (ひな型) (日本産業規格 A 4)</p> <p style="text-align: center;">証 明 申 請 書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>財務(支)局長 殿</p> <p style="text-align: center;">申請者 住 所 商 号(会社名) 取締役(氏名)</p> <p>申請者が_____と 年 月 日をもって売買契約を締結した別紙記載の財産に関する所有権の移転の登記につき、租税特別措置法第 83 条の 4 の規定の適用を受けたいので、租税特別措置法施行規則第 31 条の 5 の 3 に規定する証明書の交付を申請します。</p> <p>添付書類：1. ～ 3. (略)</p> <p style="padding-left: 40px;">4. 財産の登記事項証明書等（写しを添付する場合は、原本を提示すること。<u>ただし、登記事項証明書については、登記情報提供サービスを利用して得られた「照会番号」を添付した場合には、原本又は写しの添付を省略することができる。）</u></p> <p>5. (略)</p> <hr/> <p style="text-align: center;">証 明 書</p> <p>(略)</p>

事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 9 A 特定目的会社、特定目的信託（SPC、SPT））新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>別紙様式9（ひな型）（日本産業規格A4）</p> <p style="text-align:center;">証 明 申 請 書</p> <p style="text-align:right;">年 月 日</p> <p>財務（支）局長 殿</p> <p style="text-align:right;">申請者 住 所</p> <p style="text-align:right;">商 号（会社名）</p> <p style="text-align:right;">取締役（氏名）</p> <p>申請者が_____と 年 月 日をもって売買契約を締結した別紙記載の不動産に関する所有権の移転の登記につき、地方税法第73条の7第4号の2の規定の適用を受けたいので、証明書の交付を申請します。</p> <p>添付書類：1. ～3. （略）</p> <p style="padding-left: 40px;">4. 不動産の登記事項証明書（写しを添付する場合は、原本を提示すること。）</p> <p style="padding-left: 40px;">5. （略）</p> <hr/> <p style="text-align:center;">証 明 書</p> <p>（略）</p>	<p>別紙様式9（ひな型）（日本産業規格A4）</p> <p style="text-align:center;">証 明 申 請 書</p> <p style="text-align:right;">年 月 日</p> <p>財務（支）局長 殿</p> <p style="text-align:right;">申請者 住 所</p> <p style="text-align:right;">商 号（会社名）</p> <p style="text-align:right;">取締役（氏名）</p> <p>申請者が_____と 年 月 日をもって売買契約を締結した別紙記載の不動産に関する所有権の移転の登記につき、地方税法第73条の7第4号の2の規定の適用を受けたいので、証明書の交付を申請します。</p> <p>添付書類：1. ～3. （略）</p> <p style="padding-left: 40px;">4. 不動産の登記事項証明書（写しを添付する場合は、原本を提示すること。<u>ただし、登記情報提供サービスを利用して得られた「照会番号」を添付した場合には、登記事項証明書の添付を省略することができる。</u>）</p> <p style="padding-left: 40px;">5. （略）</p> <hr/> <p style="text-align:center;">証 明 書</p> <p>（略）</p>